

# 違反建築防止週間

2018.10.15(月)~21(日)



あなたの建物、**違反建築**になっていませんか？

## CAUTION

新築時は適法でも、その後の改修や用途（使い方）の変更により違反になってしまう場合があります。  
建築確認が不要でも、法の基準は守らなくてはなりません。  
改修などの際には、事前に建築士や所管の行政窓口へ相談しましょう。

